

議案第47号

逗子市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

逗子市認可地縁団体印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和8年9月8日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市認可地縁団体印鑑条例（平成11年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行に伴い、引用条項を整理するに当たり、改正の要あるため提案する。